平成２３年（フ）第２９号
香川県高松市由良町728番地20、開始決定時の住所香川県高松市木太町1577番地
破産者　谷口　　勲
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５６１号
愛媛県松山市鷹子町695番地４
破産者　黒河　勝子
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１号
長崎県諫早市森山町唐比東810番地　唐比東住宅は－２
破産者　早田　勝彦
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
山口県周南市日地町５番３号
破産者　近藤　清人
1　決定年月日　平成23年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第７８号
鹿児島県大島郡宇検村大字名柄1226番地７
破産者　森　　友和
1　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
2　一般調査期日　平成24年２月２日午後１時45分
平成23年12月８日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１３６９号
大阪府寝屋川市打上高塚町１番３―1435号、前住所大阪府茨木市彩都やまぶき２丁目２番Ａ―1408号
破産者　永吉　浩一
1　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
2　一般調査期日　平成24年２月13日午後４時
平成23年12月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８１５号
広島市南区大州２丁目13番８号
破産者　大鳳閣こと　福田　威雄
1　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
2　一般調査期日　平成24年２月８日午後４時
平成23年12月８日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５７０号
京都府八幡市欽明台西39番地４
破産者　小川　一洋
1　破産債権の届出期間　平成24年１月12日まで
2　一般調査期日　平成24年２月20日午後４時
平成23年12月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４７２号
大阪府枚方市春日元町２丁目26番３号、開始決定時の住所大阪府枚方市津田西町１丁目８番４号
破産者　佐々木　強
1　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
2　一般調査期日　平成24年２月20日午後３時30分
平成23年12月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９２３号
大阪府東大阪市吉田本町３―６―20　セワール吉田505、住民票上の住所大阪府東大阪市瓜生堂２丁目22番９号
破産者　西山　一夫
1　破産債権の届出期間　平成24年１月23日まで
2　一般調査期日　平成24年２月23日午後３時30分
平成23年12月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７６１号
大阪府交野市星田５丁目32番４号
破産者　有限会社マツナガ
1　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
2　一般調査期日　平成24年２月27日午後３時30分
平成23年12月７日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期間

平成２２年（フ）第１８０号
福岡県田川郡川崎町大字池尻880番地の１
破産者　小田　良樹
特別調査期間　平成24年１月12日から平成24年１月18日まで
平成23年12月８日　福岡地方裁判所田川支部

破産管財人変更

平成２３年（フ）第５１２号
高知県香美市土佐山田町楠目1033番地５
破産者　有限会社宅配のたんぽぽ
破産管財人　松岡　泰洪が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　石川　雅康
平成23年12月６日　　高知地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第５４９７号
大阪市鶴見区放出東３丁目25番７号
破産者　髙橋　憲治
1　期日　平成24年１月26日午後４時
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年12月２日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第６３号
山口県宇部市大字西岐波2095番地２
破産者　三浦　隆志
異議申述期間　平成24年１月10日まで
平成23年12月７日　山口地方裁判所宇部支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０６６号
東京都杉並区荻窪５丁目21番８号
清算株式会社　神子不動産株式会社
代表清算人　神子　　諭
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２０８４号
東京都新宿区西新宿３丁目20番２号
清算株式会社　株式会社リッスンジャパン
代表清算人　野村　　剛
1　決定年月日　平成23年12月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第５０１号
福島県いわき市平上荒川字長尾74番地の８
清算株式会社　協和興産株式会社
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（ヒ）第２００９号
東京都板橋区小茂根１丁目12番５号
清算株式会社　ティー・アイ・エム株式会社
1　決定年月日　平成23年12月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２３年（再）第２号
静岡県浜松市中区葵西６丁目25番40号
再生債務者　新村化成工業株式会社
主文　平成23年12月７日以後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、再生債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成23年12月７日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係